

社会福祉法人 萌芽福社会役員等の報酬基準

(目的)

第一条 この基準は、社会福祉法人萌芽福社会（以下「法人」という）の役員及び評議員並びに評議員選任解任委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この基準で役員とは、法人の理事・監事をいい、評議員並びに評議員選任解任委員と併せて役員等という

(報酬)

第三条 役員等に当たっては、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第四条 役員等が理事会・評議委員会・評議員選任・解任委員会及び入札立ち合い等の特別業務に出席するために、公共交通機関の利用に要した交通費については、その実費を支給するものとする。

2 役員等が自家用車を利用した場合は、交通費は支給しない。

(改正)

第五条 この基準を改定する場合は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この基準は令和 2年4月1日より施行する。